

【法人】 駐車駐輪場賃貸借契約解除届

貸 主 殿

株式会社アドバンストホーム 殿

この度、次のとおり駐車駐輪場賃貸借契約を解除し区画を明渡しますので、お届けします。

なお、一旦解除届を提出した以上、貴殿の文書による承諾なくしてこれを撤回いたしません。

万一、明渡しの日が遅延した場合は、駐車駐輪場賃貸借契約書の条項に従い損害金をお支払いいたします。連絡先及び敷金等の精算金の振込先を、下記のとおりお届けいたします。

契約者氏名

印

届 出 日	年 月 日	ご利用期間	年 月
物 件 名	区画No.		
精 算 書 送 付 先 住 所 TEL	〒 TEL () FAX ()		
ご利用者 連絡先	電話番号 () ※シャッター内や施錠の必要な区画の場合、鍵等の引き渡し日の確認をします		
敷金返還先	普通・当座 口座番号 銀行 支店 口座名義 (カタカナ)		
解除理由			
駐車駐輪場 良い点／悪い点			
①契 約 解 除 日	年 月 日	受 理 年 月 日	
②明渡し立会希望日 (区画に鍵等がある場合)	年 月 日 □未定 午前・午後 時 分 □未定	年 月 日 受理者 日 印	

《 ご注意とお願い 》

- ① 契約解除日 賃貸借契約書の契約解除の条項に基づき、届出日の翌日から1ヶ月以上の予告期間を定めてご記入ください。
- ② 明 渡 し 契約解除は区画を完全に明渡し、鍵等を返還した時に完了したものと認定します。明渡し後は契約解除日前でも区画の使用はできません。
- ③ 賃 料 等 駐車駐輪場は賃料等の日割り計算を行いません。契約解除月以前に明渡しされても、契約解除月まで賃料等が発生いたします。
- ④ 連絡先住所 敷金精算書を送付いたします。転居が伴う場合は郵便局の窓口またはパソコンやスマートフォンより転居届の手続きを行い新住所に必ず転送手続き願います。尚、手続きには一週間ほどかかる場合もありますのでお早めにお手続き願います。
- ⑤ 設備の修繕 引渡しされるに際し、使用者負担に係わる駐車駐輪場設備の修繕がある場合にはその工事に要する費用を負担していただきますのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 私物やゴミ 区画内の私物やゴミ等をご自身で処分願います。明渡し時にそれらがある場合は明渡しとならず使用損害金が発生する場合がございます。
- ⑦ 返還金の送金 敷金は、賃料、修繕費及び粗大ゴミ処分費等の支払債務が残っている場合には、その債務金額を控除した残額を解除日の翌月末日までに、ご指定の金融機関の預貯金口座に振込みます。